

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 愛知県
（氏名） A

上記被審人に対する令和８年度（判）第３号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第１８５条の６の規定により審判長審判官高橋安紀子、審判官山田真吾、同三木洋美から提出された決定案に基づき、法第１８５条の７第１項の規定により、下記のとおり決定する。

記

１ 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 6 5 6 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 8 年 1 1 月 1 7 日

２ 事実及び理由

課徴金に係る法第１７８条第１項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第１回の審判手続の期日前に、課徴金に係る法第１７８条第１項第１６号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 8 年 9 月 1 6 日

金 融 庁 長 官 伊 藤 豊

(別紙)

1 課徴金に係る金融商品取引法（以下「法」という。）第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

法第 178 条第 1 項第 16 号に該当

被審人は、自動車・バイクの新車及び中古車、自動車・バイク部品及び付属品、その他物品の販売、買取及び輸出入等を目的とし、その発行する株式が株式会社東京証券取引所が開設するグロース市場に上場されていた株式会社グッドスピード（以下「GDS」という。令和 6 年 8 月 23 日上場廃止）の役員であった B から、同人がその職務に関し株式会社宇佐美鋳油（以下「宇佐美鋳油」という。）からの伝達により知った、宇佐美鋳油の業務執行を決定する機関が、GDS 株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付け等の実施に関する事実の伝達を、遅くとも令和 6 年 2 月 1 日までに受けながら、法定の除外事由がないのに、当該公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた同年 3 月 1 日より前の同年 2 月 26 日及び同月 27 日、同市場において、C 証券株式会社及び D 証券株式会社を介し、知人名義で、自己の計算において、GDS 株式合計 2 万 5700 株を買付価額合計 1911 万 500 円で買い付けたものである。

2 法令の適用

法第 175 条第 2 項第 2 号、第 167 条第 3 項、第 1 項第 5 号、第 176 条第 2 項

3 課徴金の計算の基礎

上記 1 に掲げる事実につき

- (1) 法第 175 条第 2 項第 2 号の規定により、当該有価証券の買付けについて、公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた後 2 週間における最も高い価格 999 円に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から、当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(999 円 × 25,700 株)

－ (695 円 × 12,000 株 + 740 円 × 2,200 株 + 795 円 × 11,500 株)

＝ 6,563,800 円

- (2) 法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨てて、6,560,000 円となる。